


# 選定療養費改定のお知らせ

令和4年4月の診療報酬改定により、紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直しが行われ  
令和4年10月より診療時間内における医科の「選定療養費」を下記のとおり改定いたします。

	初診	再診
現行（令和4年9月30日まで）	5,500円	2,750円（消費税込）
		
改定（令和4年10月1日から）	7,700円	3,300円（消費税込）

※診療時間内における歯科の選定療養費（初診：5,500円、再診：2,750円）（消費税込）及び  
診療時間外における医科・歯科の選定療養費（初診：8,800円、再診：4,400円）（消費税込）  
については現行のままとなります。

## 「選定療養費について」

外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、厚生労働省が定める病院において  
紹介状なしで受診した場合等に、診療費とは別に徴収することが義務付けられているものです。

（緊急その他やむを得ない事情がある場合は除く）

当院は一般病床200床以上の地域医療支援病院であり、厚生労働省が定める病院に該当するため  
選定療養費の徴収が義務付けられています。

皆さまにはできるだけ”かかりつけ医”からの紹介状を持参されますようお願いいたします。

令和4年9月

熊本医療センター 院長